

特定不妊治療費の助成

特定不妊治療以外の方法では妊娠の見込みがないか極めて少ないと医師に診断された法律上の夫婦かつ、前年の所得の合計額が730万円未満の方で、指定医療機関で治療を受けたご夫婦に対し、治療費の一部を助成します。



助成内容

体外受精、顕微授精

1回の治療に要した費用のうち、県から15万円（治療内容により7.5万円、初回治療は30万円）を限度に助成があります。さらに県から受けた助成額を差し引いた額について町から上限15万円（県より初回治療30万円助成後は10万円）の助成があります。年齢によって助成の要件が異なり、40歳未満の方は43歳になるまでに通算6回まで、40歳以上43歳未満の方は通算3回まで助成します。（43歳以上の方は、助成対象外になります。）

問い合わせ▶町民福祉課 ☎82-3783

不育症治療費の補助

妊娠はするけれど流産、死産等を繰り返し結果的に子どもを持っていない場合、一般的に不育症といわれています。そのリスク因子を調べ原因に応じ治療を行うと、妊娠する確率が高くなるといわれており、その治療費の一部を補助します。

対象となる治療

指定医療機関において受けた医療保険対象外の不育症治療及びその治療にかかる検査に要した費用

対象

生殖医療専門医が所属する医療機関等、指定医療機関において、不育症と診断され、その治療を受けている法律上の夫婦

内容

1つの治療期間の対象費用に対し、1年度1回限り10万円を上限とします。治療期間とは・・・不育症治療や不育症に関する検査を開始した日から出産（流産、死産等を含む）までの期間が1つの治療期間となります。

問い合わせ▶町民福祉課 ☎82-3783

